

ASBJ ディレクターに聞く ～最近の基準開発について～



左から西田裕志氏、川西昌博氏、板橋淳志氏、渡部 類氏

ASBJ ディレクター	いたばし あつし 板橋 淳志
ASBJ ディレクター	かわにし まさひろ 川西 昌博
ASBJ ディレクター	にしだ ひろし 西田 裕志
〔インタビュアー〕 FASF 企画・開示室長	わたべ るい 渡部 類

ASBJ ディレクターに聞く ～最近の基準開発について～

渡 部 財務会計基準機構（FASF）で広報を担当している企画・開示室長の渡部です。本日は、インタビュアーを務めさせていただきます。

企業会計基準委員会（ASBJ）は、最近、重要な会計基準を複数公表しています。会計基準は、ASBJの14名の委員により審議が行われ、最終的には議決により公表されます。会計基準の開発は、専門委員会の審議と親委員会（会合としての企業会計基準委員会）の審議を通じて行われますが、それらの会議の審議資料の作成や会計基準のドラフトの作成は、ASBJのスタッフにより行われます。ASBJのディレクターは、ASBJのスタッフを統括する立場にあり、会計基準の開発上、重要な役割を担います。

本日は、板橋ディレクター、川西ディレクター、西田ディレクターに、ASBJのディレクターの役割をお聞きした上で、最近の基準開発についてお聞きしたいと思います。

まず自己紹介をお願いします。

板 橋 私は、ASBJに平成19年から在籍し、平成25年からディレクターを務めております。私の会計に係るキャリアのスタートは会計監査業務で、金融機関のクライアントを中心に業務に携わっておりました。縁あって平成13年にASBJが立ち上げられた際、2年間、研究員として在籍し、基準開発の現場を、初め

て経験させていただきました。その後、会計監査の現場に戻りましたが、平成19年に2度目の縁でASBJで仕事をすることになりました。ASBJでは、主に修正国際基準のプロジェクトに携わっています。

川 西 私は、平成27年7月より監査法人からASBJに出向していますが、ASBJに来る前は、監査法人にて主に会計監査やアドバイザー業務に従事しておりました。

ASBJにおいては、収益認識専門委員会及び金融商品専門委員会において、日本基準の開発に関するプロジェクトを管理し、主導する役割を担っております。また、国際的な意見発信に係る活動の一環で、私自身も含めASBJが各国の会計基準設定主体が集う国際会議等に参加する際には、その会議で取り上げられる収益認識や金融商品に関する論点について、関連するプロジェクトを担当するディレクターとして、国際的な議論の状況を踏まえつつ、発言すべき内容を検討することも行っております。

西 田 私は、ASBJのプロジェクトの中では、収益認識及び金融商品以外の日本基準全体を統括しており、実務対応専門委員会、税効果会計専門委員会、退職給付専門委員会、企業結合専門委員会の事務局のディレクターとして日本基準の開発業務に従事しています。

日本基準の開発業務にあたっては、会計処理や開示の基本となるルールである企業会計基準



ASBJ ディレクター 板橋 淳志氏

だけではなく、そういった企業会計基準がない分野についての当面の取扱い、緊急性のある分野についての実務上の取扱いである実務対応報告の開発にも従事しています。

実務対応報告では社会の関心が高く、緊急性の高いテーマであるマイナス金利や仮想通貨などが取り上げられるため、読者の皆さんも新聞などでなじみ深いものが多いかと思います。

また、私は、平成 28 年 7 月より監査法人から出向しておりますが、ASBJ との関わりあいという意味では比較的長く、平成 15 年から平成 18 年まで事業分離専門委員会の専門委員、出向前の平成 24 年から実務対応専門委員会の専門委員として関与しています。

渡部 ありがとうございます。次に、ディレクターの役割について、川西ディレクターよりご説明いただけますでしょうか。

川西 ディレクターの役割ということで、会計基準の開発の流れに沿って説明させていただきます。

まず、会計基準の開発にあたっては、そのテーマ選定が最初に行われますが、ASBJ としては、基準諮問会議からテーマの提言を受けることとされています。テーマ提言を受けた場合

には、審議する専門委員会を決定し、新規の専門委員会の場合は、専門委員の選任手続をとることとなります。専門委員会の決定後、審議を行うこととなりますが、特に審議の初期段階では、個別の論点を詳細に深掘りするというよりは、進め方について ASBJ 事務局が提案して審議することとなります。進め方の審議は、審議の方向性に影響するため非常に重要であり、ASBJ 事務局内では、ディレクターが提示し、ASBJ の常勤委員とともに検討を行い、提案することとなります。

また、会計基準の開発については、専門委員会と親委員会で各種論点の審議を行いますが、実務上の課題などをより深く理解するために、市場関係者に対する意見聴取を行うことがあります。市場関係者に対する意見聴取においては、財務諸表作成者、財務諸表利用者及び監査人から、我が国における実務上の課題などに対するご意見をお聞きし、意見交換を行います。市場関係者に対する意見聴取にあたっては、ディレクターは、先方とのコンタクトパーソンとしてコミュニケーションをとり、議論すべき論点や議論の進め方などを検討し、意見聴取を効果的に行うことができるように調整します。また、意見聴取をさせていただいた関係者からご質問をいただき、適宜意見交換をさせていただくこともあります。

さらに、専門委員会と親委員会において方向性が決まった後、ASBJ 事務局が公開草案のドラフトを作成して審議していただきます。国際会計基準審議会 (IASB) とは異なり、日本基準の公開草案については、そのドラフト自体も専門委員会及び親委員会にて公開で審議されることとなりますが、そのドラフト作成や審議を通じた修正については、ディレクターが主体的な役割を担うこととなります。公開草案について親委員会で公表議決が行われた場合には、文言の最終チェックを行ったうえで、FASB/

ASBJのホームページにて公表します。また、公開草案の内容を広く周知し、多くの市場関係者からコメントをいただくために、必要に応じて、ディレクターが中心となって、各雑誌への執筆活動、オープンセミナーの開催やウェブセミナーの実施、記者会見の準備などを行います。

公開草案に対するコメント期限終了後には、公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、最終基準化に向けて専門委員会及び親委員会で再審議を行います。この際にも、ディレクターが主体的に、コメント提出者にコメントの内容などを確認し、必要に応じて、市場関係者に対する意見聴取を行います。

最終的に、会計基準等の公表議決が行われた場合には、晴れて会計基準等を公表することとなります。最終基準の公表時にも、公開草案の公表時と同様に、ディレクターが中心となって、会計基準等の内容を周知するための活動を行います。

渡部 ありがとうございます。お話をお聞きしますと、会計基準の開発においては、市場関係者の意見聴取を適切に把握するということが重要かと思いますが、具体的にどのように行うのか、西田ディレクターお聞かせください。

西田 まず、親委員会、専門委員会ともに、委員は財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人、学識経験者から構成されていますので、審議を通じて市場関係者から幅広い意見が集約される仕組みになっているかと思います。

しかし、新しい分野や特に専門的な分野に関しては、審議を進めるにあたり、より詳細な情報が必要な場合も出てきますので、委員会以外で幅広く意見を把握するために、例えば、委員会における参考人からの意見聴取や市場関係者を対象とするアウトリーチを行います。

まず、参考人からの意見聴取は、実際の取引の目的や内容などをより深く理解することを目



ASBJディレクター 川西 昌博氏

的として、知見を有する参考人に委員会にご参加いただいています。ディレクターとしては、参考人に親委員会や専門委員会にご参加いただくにあたり、依頼内容の整理や事前の質問事項の作成を行い、親委員会や専門委員会で参考人の方にお聞きしたい点が明確になるように準備を行います。

また、先ほどのお話にも出ました市場関係者を対象とするアウトリーチに関してですが、アウトリーチを実施する具体的な方法としましては、関係する団体を通じて行う場合もあれば、直接、企業又は個人に対して行う場合もあり、また、その頻度も、いただいたご意見の内容次第では複数回お話を伺いすることもあります。

このように参考人からの意見聴取やアウトリーチでいただいたご意見につきましては、親委員会や専門委員会でご紹介し、いただいたご意見がきちんとその後の議論に反映されるように親委員会や専門委員会での審議を進めております。

渡部 ありがとうございます。それでは、最近の基準開発についてお聞きしたいと思います。まず、本年3月に公表した収益認識に関す

る会計基準について川西ディレクターにお伺いします。今回の基準開発の特徴について教えてくださいいただけますでしょうか。

川 西 収益認識基準については、平成27年3月の親委員会で、我が国における収益認識基準の開発に向けた検討に着手することが了承され、最終基準の公表は平成30年3月でしたので、基準開発に3年間かかったこととなります。

この収益認識基準の開発は、平成26年5月にIFRSと米国会計基準が実質的にコンバージェンスするかたちで「顧客との契約から生じる収益」(IFRS第15号とTopic 606)を公表したことが契機となっており、他の基準開発以上に、国際的な基準開発の動向を注視する必要があることが特徴的であったと思います。また、IFRS第15号とTopic 606は、国際的に注目されている会計基準であり、各国の会計基準設定主体と意見交換を行うことも多くありました。

IFRS第15号とTopic 606は平成30年から適用が開始されましたが、海外でも早期適用している企業が少なかったこともあり、基準開発で考慮すべき我が国の実務における適用上の課題の把握は容易ではなかったと考えていました。そのため、適用上の課題に対する意見を幅広く把握するため、平成28年2月に意見募集を行いました。ただし、すべての上場企業等に影響のある収益認識基準に関して、意見募集をホームページ上で行うだけでは、適用上の課題を把握することは難しいと考え、意見募集のコメント募集期間中に、個別に業界団体と意見交換を行いました。最終的には、20を超える業界団体を含む市場関係者と意見交換を行っており、これほど多くの市場関係者と意見交換を行った基準開発は、これまでなかったのではないかと思います。また、公開草案の公表後においても、業界団体などと意見交換を行い、専門委員会及

び親委員会における最終基準化に向けた再審議を進めるための情報を入手しました。

さらに、収益認識基準は、IFRS第15号の内容をすべて採り入れたうえで、適用上の課題に対応するために、財務諸表間の比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加したものとなっていますが、このような構成も他の会計基準等と比べて特徴的なものであったと思います。現行の我が国の実務や市場関係者からのご要望を考慮すると、方法論としては、代替的な取扱いを多く設けることも考えられましたが、国内外の財務諸表間の比較可能性の向上といった収益認識基準の開発の意義に鑑み、比較可能性を損なわせない範囲でのみ代替的な取扱いを設けることとして、専門委員会及び親委員会における審議とともに市場関係者との意見交換を行い、代替的な取扱いの範囲を確定させることに労力を注ぎました。また、ある関係者のご意見を踏まえて代替的な取扱いを設ける場合、他の関係者に思わぬ大きな影響が生じる可能性もあり得たため、慎重に検討を進めました。

渡 部 ありがとうございます。3年にわたって開発されたとのことですが、最も大変だった点を教えてください。

川 西 先ほどお話しさせていただいたように、収益認識基準は、IFRS第15号の内容を採り入れつつ、我が国の実務を考慮して比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加したものとなっています。多くの市場関係者がいる中で、国際的な比較可能性の確保と我が国固有の事情に配慮した代替的な取扱いのバランスをうまくとることが非常に大変でした。

平成30年3月までに最終基準化するという目標を持って、基準開発を進めていましたが、バランスを考慮しながらも相当量の作業に取り組むこととなり、平成30年3月までに最終基準化できるのかと思ったことは数え切れないほ

どありましたが、そのたびにいろいろな方に助けいただきました。このような大変な作業に様々な局面でご尽力いただいた FASB/ASBJ の皆様、親委員会及び収益認識専門委員会の委員の皆様、コメントをお寄せいただいた皆様、意見聴取などをさせていただいた皆様に、とても感謝しております。

渡部 次に、本年2月に公表した税効果に関する会計基準の改正、特に開示の拡充と本年3月に公表した仮想通貨の会計基準の開発の経過について、西田ディレクター、教えていただけますでしょうか。

西田 税効果会計につきましては、平成25年12月に基準諮問会議より、日本公認会計士協会の実務指針をASBJに移管すべく審議を行うことが提言されました。この提言を受けて、ASBJは、税効果会計専門委員会を設置して、平成26年2月から審議を開始しています。

審議の過程やアウトリーチで寄せられたコメントでは、現在の「税効果会計に係る会計基準」の注記事項では、財務諸表利用者にとって繰延税金資産や評価性引当額の内容を十分に理解することが困難ではないかとの意見が聞かれました。

これを受けて税効果会計に関する注記事項の見直しの検討を行い、財務諸表利用者から寄せられた多数の候補の中から、財務諸表利用者にとって特に必要性が高いものを注記事項として追加することとし、日本公認会計士協会の実務指針の移管にあわせて、平成30年2月に企業会計基準第28号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」等を公表しています。

具体的には、今回の注記事項の見直しでは、①評価性引当額の内訳に関する数値情報、②評価性引当額の合計額に重要な変動が生じている場合の変動の主な内容、③税務上の繰越欠損金に関する繰越期限別の数値情報、④繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由の4つの注記

事項を追加しています。

この見直しにあたっては、財務諸表利用者のニーズを重視して、現状において不足している情報は何かという観点から注記として追加すべき項目の検討を行っています。

一方で、この注記の追加の検討に対しては、財務諸表作成者からは、国際的な会計基準の定めを超えてまで注記事項を定めるべきではないとのご意見や個別財務諸表における注記の追加は単体開示の簡素化が図られてきている状況から行うべきではないといったご意見をいただきました。

事務局であるディレクターの立場としては、このような財務諸表利用者との間の意見調整のために関係者の皆様と意見交換をさせていただきましたが、やはりお立場ごとのご意見は異なり、その調整は困難を極め、多くの時間と労力を要しました。

このような意見調整の結果、最終的に関係者の合意が得られたため、今回、最終基準化しています。

一方、仮想通貨につきましては、仮想通貨交換業者に対して財務諸表監査が義務付けられたことを受けて、平成29年3月に基準諮問会議より仮想通貨に係る会計上の取扱いについて早急に検討を行うことが提言されました。

この提言を受けて、ASBJでは平成29年4月より仮想通貨に係る会計上の取扱いに関する検討を開始し、平成30年3月に実務対応報告を公表しています。

開発当初は、代表的な仮想通貨であるビットコインを念頭に、すでに仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度が導入されていることもあり、比較的短期間で、とにかく必要最小限の項目について基準開発することとしていました。

しかし、仮想通貨を取り巻く環境の変化や仮想通貨交換業者など参考人からの意見聴取を通



ASBJ ディレクター 西田 裕志氏

じて、資金決済法の仮想通貨全体を対象として欲しいというご意見や検討項目の追加のご要望が聞かれたため、このようなご意見やご要望を踏まえ、最終基準では適用の範囲や検討項目の見直しを行った上で最終基準化しています。

渡部 仮想通貨の会計基準については、開発している間に取引が急速に進展したと思いますが、どのような点が大変だったのでしょうか。

西田 平成28年改正の資金決済法による制度整備もあり、その後、我が国においては、仮想通貨全体の市場規模が大きく拡大しています。また、世界的にみても、仮想通貨の種類はかなりの数があるといわれており、現在もその数は増え続けています。

今振り返ると、仮想通貨も検討開始時点ではなじみがない状況だったかと思いますが、今は、Fintechやブロックチェーンといった言葉を様々な媒体で頻繁に目にするくらいですから、そういった意味では仮想通貨を取り巻く状況は大きく変わっているかと思います。

当時は、まず、仮想通貨の仕組みをご説明させていただくところから検討を始めるということで、「ブロックチェーン」、「マイニング」や「暗号鍵」などかなり技術的な話になりますの

で、事務局としてはまずそういった技術的な内容をしっかりと把握することからスタートしました。例えば、ブロックチェーンの内容についても、委員会での審議では、実際のビットコインの取引について、ウェブサイトの印刷画面を用いてご説明させていただき、委員の皆様方に少しでも仮想通貨のイメージをつかんでいただけるように工夫を凝らしました。

国際的にも、仮想通貨については議論が進んでおらず、仮想通貨の会計基準は開発されていない状況にあります。結果的にASBJが世界ではじめて仮想通貨の会計基準を開発したことになり、諸外国からも高い関心が寄せられており、海外からの問い合わせもごまいます。また、仮想通貨の会計処理については国際的な意見発信を行っており、平成30年4月に開催された会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)会議では、今回の基準開発時の経験について紹介しています。

このように世界的にみても仮想通貨はまだまだ新しい分野なので、今後、ビジネスの内容や規制の在り方も含めて法的な位置づけも変わり得るということで、今回公表した実務対応報告の内容が実態とかい離していないか引き続き状況を注視する必要はあるのではないかと考えています。

渡部 次に、昨年4月と11月、本年4月に修正国際基準の改正を行っていますが、板橋ディレクターより開発の経過をご説明いただけますでしょうか。

板橋 今、お話のあったように、修正国際基準については、昨年から本年にかけて、3回、改正を行っております。

この修正国際基準は、金融庁が平成27年9月に制度化したもので、具体的には、IASBが公表した会計基準及び解釈指針について我が国として受入れ可能か否かを判断するもので、IFRSのエンドースメント手続とよんでいます。

3回の改正では、IASBが公表した会計基準等の適用時期も考慮しながら、それぞれの回で対象とする会計基準等の範囲を決め、エンドースメント手続を行っています。

このうち、特に議論があったのは、平成29年10月の改正と平成30年4月の改正で、この2つについて簡単に議論をご紹介します。

まず平成29年10月の改正ですが、この改正では平成26年5月に公表されたIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びこれに関連する改正会計基準を主な対象としました。このIFRS第15号のエンドースメント手続については、それがIASBにおける主要な会計基準の改正であったため、エンドースメント手続をどのように進めるかについて試行錯誤がありました。また、これに加えて、先ほどご説明のあった収益認識に関する会計基準の開発が、同時期に行われていた点でも特徴的でした。このため、平成28年2月に公表した収益認識に関する意見募集文書（「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」）に寄せられたフィードバックなど、基本的には、ASBJで進めていた同プロジェクトですでに得られていたインプットを利用しました。

その中で、エンドースメント手続で鍵となる論点として支配の移転の考え方の適用に関する論点を識別しました。この論点では、支配の移転について、工事進行基準と同様の取扱いが含まれていることに基準としての整合性が欠けているとの懸念がありました。これについては、分析に右往左往を繰り返しましたが、最終的には、IFRS第15号の開発経緯を丁寧に追う中で、IASBが関係者の意見も踏まえて、支配の移転をより柔軟に捉える形になってきたとの分析を行っています。

議論にあたり難しかったのは、ASBJ内の収益認識プロジェクトとの関係でした。もちろん、エンドースメント手続とは区別して考える

べきものですが、基礎となる情報については共通しているため、どのタイミングで議論を行うかは注意を払いました。実際、同プロジェクトで扱う範囲は広く、その進捗は必ずしもエンドースメント手続と並行的ではありませんでした。このため、エンドースメント手続として検討が必要な領域の中には、時期的に同プロジェクトで検討が行われていなかったものもありましたので、例えば、今、申し上げた支配の移転の考え方の整理については、タイミングを計りながら、少し先んじて対応する形になりました。最終的には、収益認識に関する会計基準よりも早く公表となりました。

次に、本年4月の改正ですが、これは、平成26年7月に公表されたIFRS第9号「金融商品」における改正点を主な対象として、エンドースメント手続を行ったものです。このエンドースメント手続では、金融商品の減損について予想信用損失モデルへの大幅な改正が主要な論点の1つとなりました。当該モデルの適用について、実務上の困難さの観点で懸念が聞かれており、主にこの点を中心に対応しました。特に、将来予測情報の反映といわゆる相対的アプローチの適用については、これまでの実務を大きく変える可能性があることから、多くの時間を割いて準備作業と議論を行いました。例えば、欧州での対応状況について報告された文献の調査を行ったり、我が国の一部の銀行を対象に対応の可能性に関する調査を行うなど情報収集を進め、作業部会のほか、金融商品専門委員会でも検討を行い、「削除又は修正」を行わないとの結論に至っています。

渡部 それでは次に、ASBJでスタッフの責任者として基準の開発を行うことについて、どのような点についてやりがいを感じ、どのような点が大変かを教えていただけますでしょうか。

川西 監査法人からASBJに出向して基



FASF 企画・開示室長 渡部 類氏

準開発に関与させていただいていますが、もともと ASBJ に出向するまで基準開発の現場に対する知見がなかったこともあり、これほど多くの市場関係者の方々とコミュニケーションをとることになると当初は想定しておりませんでした。ASBJ のディレクターとして、多くの関係者とコミュニケーションをとらせていただく機会があったことは新鮮でもあり、そのような機会に接することにやりがいを感じていました。監査法人でも、国内外を問わず、これほど多様な業界や立場の方々と、コミュニケーションをとることはなかなかないと思います。

大変なこととしては、やりがいの裏返しかもしれません。会計基準はインフラとして非常に重要なものであり、多くの市場関係者に影響を与えるものであるため、関係者から様々なご意見やご要望を受けることがあり、ディレクターとして相応のプレッシャーを感じながらプロジェクトを前進させることは大変だということもありました。ただ、ASBJ で行っている業務は公共の利益に資するものであり、プロジェクトを前に進めることが自分の職責だと言いかせて従事していました。

ASBJ のディレクターは、プロジェクトに関

与する専門研究員の業務をモニターしながらプロジェクトを主導する役割を担っています。その上で、ディレクターは常勤・非常勤委員とともに、親委員会にて円卓につくこととなっており、他者から見られているポジションにあるため、市場関係者からご質問をいただく機会も多く、また国内外の関係者から様々な論点に対して多くの情報を得ることができる立場であると感じており、先ほどのように、大変さとともにやりがいがあると思います。

西田 私の場合、やりがいという意味では、日本基準の開発に関しては複数の専門委員会を担当しており、守備範囲が広いので、委員や専門委員の方をはじめ多くの関係者の方とやりとりしながら、いろいろなものを作り上げていくことができるという意味で大きな達成感があります。例えば、税効果会計基準の改正、有償新株予約権、マイナス金利、仮想通貨と複数の会計基準が今年の1月から3月にかけて立て続けに公表されましたので、こうした成果が目に見える形で出るのは大変励みになります。

このあたりは、スタッフの方だと関与できるプロジェクトの数はどうしても限られますので、日本の会計基準の開発全般にわたって幅広く関与し、その成果を通じて多くの達成感を味わえるのはまさにディレクター冥利につきるのかもしれない。

一方で、私の場合、日本基準の開発に関しては複数の専門委員会を担当しているということと、実務対応専門委員会の開催頻度が他の専門委員会と違い2回です。とにかく日々複数のプロジェクトを同時進行させるという意味でプロジェクトの日程管理が非常に大変でした。

板橋 ディレクターとしてやりがいや苦労について、果たしている役割も絡めてお話したいと思います。すでにお話された2人と重なりますが、基準開発の観点でのディレクターの

役割は、基本的に、プロジェクト運営のために担当委員を補佐することになります。

今、私が担当している修正国際基準のプロジェクトに即していえば、1か月に1回程度、作業部会での議論と親委員会での議論が行われます。こうした公開会議が区切りとなって、プロジェクトが進みますので、担当の常勤委員の指示も仰ぎながら、会議の準備を進めていきます。その際、プロジェクトの進捗の中でこの会議をどのように位置づけ、今後、どのように進めていくかといった全体プランニングの上流部分を意識しながら、この会議で実際に議論する内容の識別、それから担当スタッフに依頼した資料準備の確認など、プロジェクトの中流、下流部分にも関わっていくことになります。

こうした中で、プロジェクトを進めるにあたっては、担当委員のリードの下で、チームとして同じ方向を向いていけるように主体的に取り組むようにしています。具体的には、チーム内で目標を共有し、各担当スタッフにはそれぞれが分担する役割の位置づけを意識して業務を進めてもらうようにしています。

同じチームでプロジェクトに関わっていたいるスタッフの方々はそれぞれの出向元で十分な経験を積んできており、ASBJでの業務にも意欲的に取り組んでいる方ばかりなので、こちらからのフィードバックの理解が早く、彼らの準備する資料や打合せでの発言にその理解が具体的に見える点はうれしいところです。また、彼らの経験に教えられることも多く、よい意味で相互に刺激を受けています。

また、他のプロジェクトでもそうですが、エンドスメント手続の評価の部分など、分析に基づいて一定の方向性を事務局として提案する部分については、表現にかなり気を使います。例えば、これまでの議論を反映できているか、他の提案と不整合はないか、理由は十分か、言いたいことを盛り込み過ぎて表現が冗長になっ

ていないかなどを考えながら、様々なパターンを試し、内部の打合せで提案していきます。ただ、自分が関わっているものについては臆目にもみしてしまうためやり直しもしばしばあり、そうしたことを何度も繰り返して資料を完成させていきます。

全体を通じて、ディレクターとしての業務のやりがいは、1回1回の会議を有意義な意見交換の場として成立させ、その延長線として、ASBJの公表物を作成していくことができること、また、その間にスタッフの成長を感じることができることです。苦勞も多いですが報われる部分も多いと感じています。

渡部 それでは最後に、ASBJのディレクターの魅力をお話いただけますでしょうか。

川西 ASBJに出向してディレクターの職務を担って感じることは、優秀な方々が企業や監査法人から専門研究員として集う環境の中でプロジェクトを主導し、国内のみならず海外の関係者とのコミュニケーションも行いつつ、会計基準という1つの公的なインフラを開発することや我が国を代表して国際的な意見発信を行うことはなかなか経験できることではないということです。また、ASBJの名前は、失礼ながら出向当初の私の想定以上に国内の市場関係者や海外の会計基準設定主体に認知されており、実際にASBJのディレクターとして従事するとその職責ゆえに大変なことがある一方、その責任と誇りを感じることができるのではないかと思います。

西田 いろいろな基準開発に幅広く関与してみたいという方にはディレクターは最高の環境ではないでしょうか。ASBJの事務局を統括する立場で、会計基準の開発の現場に携わること、世の中をリードしているという感覚を実感できるのではないかと思います。

また、基準開発にあたっては、ASBJの事務局としての中立的な立場から、その分野にお詳

しい第1人者の方から率直なご意見や最新の情報をお聞きできる機会に恵まれているという意味でもよい面があるかと思えます。私の場合、出向前は監査人でしたが、その時とは全く違う様々な分野の方々からお話をお聞かせいただくこともできましたし、また、著書でしかお名前を存じ上げないようなご著名な先生方から直接ご意見を伺うことができ、大変よい経験ができたと思えます。きっと、このような基準開発活動を通じて知的好奇心は大いに満たされるのではないかと思います。

板橋 先ほど、お話があったように、ディレクターは、外部の方々とコミュニケーションをとる機会が多く、ASBJの議論に参加していただいている関係者の方々に近い存在だと考えています。そうした中で、関係者の方々の問題意識を受け止め、それを実際の業務にフィードバックし、担当委員の判断を支えていく役割を担っていると思っています。その意味で、それぞれの方々のボンディング機能を果たしながら、ASBJの活動を支えることにディレクターの大きな役割があるのではないかと考えています。

なお、プロジェクトに関わっていて思うことの1つは、ASBJの議論に参加される方々の見識の高さです。それぞれの方々が現場の第一線で活躍されており、その経験に裏打ちされた議論は説得的で、このような見方もあったのかと考えさせられることが多くあります。そうした

関係者の方々が、会計基準がルールとして社会で果たす重要な役割を踏まえて、基準をよくしていこうという共通の方向で議論を展開されています。そうしたASBJの議論の一端に参加させていただいていることを感謝しています。

また、ASBJに対する関係者の方々の信頼の大きさもよく感じます。例えば、先にご説明したIFRS第9号のエンドースメント手続で、我が国での対応の可能性を調査する際に、複数の銀行の方々にインタビューに応じていただきましたが、関係者の方々にこうしたインタビューに応じていただけるのは、ASBJの役割に対する信頼があることが大きいと考えています。こうした信頼は一朝一夕にできるものでなく、これまでの先人の方々が、そのときどきのASBJに対する要請を真摯に受け止め、関係者の方々に広く関与いただきながら、透明、公正な形でその要請に応じてきたこれまでの成果の積み上げがあるからこそと思います。今後も、こうした信頼を高め、ASBJとして果たすべき役割が果たせるように、微力ながら努めていきたいと思えます。

渡部 板橋ディレクター、川西ディレクター、西田ディレクター、ありがとうございます。以上をもちまして、インタビューを終了いたします。

(このインタビューは、平成30年5月2日に実施された。)